

安曇野しゃくなげの湯指定管理者募集要項【公募】

1 趣 旨

安曇野しゃくなげの湯の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）及び安曇野市温泉健康交流施設条例（平成 25 年安曇野市条例第 58 号。以下「設置条例」という。）の規定により、安曇野しゃくなげの湯の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 対象となる施設の概要

（１）名称及び所在地

正式名称	所在地
安曇野しゃくなげの湯	安曇野市穂高有明 7726 番地 4

※施設名を本要項では「しゃくなげの湯」と表記します。

（２）設置目的

安曇野しゃくなげの湯は、温泉の利用を通じて市民の福祉及び健康増進並びに地域の活性化につながる観光振興に寄与するため設置する。

（３）施設の規模等

区分	内容
① 設置年月日	平成 28 年 10 月 1 日
② 施設等の概要	【施設の概要】 建物構造：鉄骨造 地上 1 階・地下 1 階建 建築面積：1,691.68 m² 床 面 積：1,903.58 m²＝地下 370.49 m²＋1 階 1,533.09 m² 敷地面積：6,750.72 m² 駐車場面積：2,640 m² （駐車台数：車両 109 台、駐輪台数：35 台） 【設備の概要】 ロビー・ラウンジ、健康器具コーナー 厨房、レストラン、厨房用倉庫 従業員室、事務室、リネン・サービスルーム 大浴場×2、脱衣所×2 家族風呂（暖らんの湯） 男子 WC×2、女子 WC×2、多目的 WC、家族風呂用 WC、従業員用 WC 露天風除室×2、露天倉庫、機械室 【大浴場内の浴槽一覧】 遠赤サウナ、塩サウナ シルク湯（4.51 m³）、炭酸泉（4.51 m³）、冷水風呂（4.78 m³）×2 大浴槽（22.00 m³）×2、露天風呂（10.54 m³）×4（あつ湯×2、ぬる湯×2）
③ 会議室等	多目的室（有明の間）×3
④ 施設定員	収容人数：368 人（消防法に基づく人員算定）

⑤ 入居団体	入居団体なし
--------	--------

(4) 施設の利用状況等

後記の資料 1 を参照してください

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 管理にあたっての条件

(1) 基本方針

指定管理者は、市民が利用する公の施設としてのしゃくなげの湯の設置目的を十分理解し、利用者に快適な環境を提供するとともに、常に施設の保守点検を行うことにより最良の状態を維持して 利用者の安全を確保するものとします。

なお、施設の管理運営の基本方針は次のとおりです。

- ① 関係法令を遵守すること。
- ② 協定書、募集要項及び指定管理者申請書の内容に沿った管理運営を実施すること。
- ③ 施設の利用に関し公平性・公正性を確保すること。
- ④ 効率的な管理運営を行い経費の節減に努めること。
- ⑤ 施設、設備及び備品類の維持管理を適切に行うこと。
- ⑥ 個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ⑦ 利用者の意見、要望を管理運営に反映して利用者の満足度を高めること。
- ⑧ 関係団体との連携及び近隣住民との良好な関係を維持すること。
- ⑨ ごみの減量、省エネルギー及び二酸化炭素排出量の削減等、環境に十分配慮した管理運営を行うこと。
- ⑩ 労働環境対策（熱中症、転倒等）について、防止対策を講じること。
- ⑪ 緊急連絡先の掲示など災害対策を心掛けること。
- ⑫ 市が実施している以下（ア）～（ウ）の福祉施策に対して協力すること。

（ア）入浴券交付事業について

市は、70 歳以上の高齢者及び障がい者のうち市へ申請をした方に対し、入浴割引券（200 円引き券を年間 12 枚、対象施設は民間を含む市内入浴施設）を交付しています。なお、割り引いた全額を、市が指定管理者に対し補填します。

※年間想定利用者数：概ね 23,000 人

（イ）老人クラブによる有明の間の利用について

市は、老人クラブに有明の間を利用（1 か月あたり 1 回、毎月第 2 月曜日から同金曜日まで及び第 4 月曜日から同金曜日まで、最大 2 室使用、10：30～13：30 の間で 3 時間まで利用可）していただく事業を実施しており、その際の利用料金については免除とします。

なお、免除した全額を、市が指定管理者に対し補填します。

※年間想定利用時間：10 時間

（ウ）暖らんの湯の利用について

市は、障がい者等入浴事業として、暖らんの湯を市内在住の障がい者の方に 1,500 円引き券を 48 枚発行し、平日の午後 1 時から午後 6 時の間に利用していただく事業を実施しており、その際の利用料金は 500 円（定額）とします。なお、減じた全額を、市が指定管理者に対し補填します。

※年間想定利用時間：260 時間

- ⑬ 太陽光発電設備の設置者である安曇野 RE 株式会社と電力受給契約を行うこと。

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げるしゃくなげの湯の管理業務を行うものとします。

なお、しゃくなげの湯の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、設置目的・事業目的に適合した魅力のある施設活性化のための創造事業の企画及び実施に努めるものとします。

また、施設及び備品等の設置目的以外の許可無き使用を禁止します。

- ① しゃくなげの湯の維持管理に関すること。
 - ・建物及び外構施設の保守点検、補修及び清掃
 - ・施設等に係る経費の支払い
 - ・施設利用料金の管理
 - ・EV 充電装置の維持管理
 - ・レジオネラ属菌等の発生を防ぐため、「公衆浴場の衛生管理要領」の厳守
 - ・松枯れ被害木等の間伐材を燃料とした薪ボイラーの活用
 - ・敷地内の除草及び植栽されている樹木の管理
- ② しゃくなげの湯の利用の許可等に関すること。
 - ・利用の受付及び許可
 - ・利用料金の徴収及び減免
 - ・その他利用に関する業務
- ③ 利用者の安全確保に関すること。
 - ・施設所在地での地震、洪水・土砂災害等災害発生時に備え、安曇野市防災マップ及び施設周辺の地盤、地形等を確認し、利用者の安全を確保すること
 - ・事故、防災及び防犯対策を講じ利用者の安全を確保すること
 - ・感染症対策を講じ利用者の安全を確保すること
 - ・駐車場等の交通における安全を確保すること
 - ・その他常に利用者の安全を確保すること
- ④ しゃくなげの湯の設置目的に適合する施設活性化のための創造事業の実施に関すること。
 - ・来館者数の増加及び観光振興につながる創造事業の企画及び実施
 - ・市や周辺施設と連携したイベントの実施
 - ・魅力的なメニューの開発・提供
 - ・ご当地グルメ企画等への協力
 - ・市が設置する情報コーナー（観光・福祉・健康増進）の管理
- ⑤ 運営に関すること。
 - ・温泉の活用による市民の福祉向上、健康増進への寄与及び交流の場の提供
 - ・暖らんの湯の運営による障がい者等の福祉向上及び健康増進への寄与
 - ・地域の観光振興への寄与
 - ・Vif 穂高や周辺施設との連携及び地域の魅力向上への貢献
 - ・地域イベント等への積極的な参加
 - ・ホームページの開設やパンフレット作成等による積極的な広報活動の実施
- ⑥ レストランに関すること。
 - ・来館者への食事の提供
 - ・地産地消の推進
 - ・食中毒の発生を防ぐため、厨房等の衛生管理の徹底
- ⑦ 入湯税に関すること。
 - ・入湯税 50 円（対象は満 12 歳以上の入浴利用者に限る）の徴収及び市への納入
- ⑧ その他必要な事項
 - ・管理業務の処理に必要な体制の整備
 - ・情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
 - ・事業報告書の作成及び提出
 - ・管理業務に関する庶務、経理等の事務
 - ・指定管理期間終了に伴う次期指定管理者への業務の引継

（３）管理の基準

- ① しゃくなげの湯の営業時間は、設置条例第 5 条に規定するところにより、午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで（受付終了は午後 8 時 30 分）とします。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、

あらかじめ市長の承認を得てこれを変更できるものとします。

- ② しゃくなげの湯の休館日は、設置条例第5条に規定するところにより、毎月第1水曜日とします。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更できるものとします。
- ③ しゃくなげの湯の利用の許可を、設置条例に基づき公平かつ公正に行うものとします。なお、設置条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可してはならないものとします。
- ④ しゃくなげの湯の管理上支障があると認められる場合(設置条例第8条第2項各号及び公衆浴場法等その他関係法令に該当する場合に限りです。)は、利用の許可の取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、入館を拒否し、又は退去を命ずることができます。
- ⑤ 利用料金は、設置条例別表第1に規定するところにより、あらかじめ市長の承認を受け指定管理者が定め、しゃくなげの湯利用者から徴収することができます。徴収した利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとします。
なお、市内外の利用者における料金設定は同一とすることとします。
- ⑥ 指定管理者は、公益その他必要があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を減免することができます。
- ⑦ 指定管理者は、安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号。以下「情報公開条例」という。)の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるものとします。
- ⑧ 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関し、市と同様の責務を有するものとし、市の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとします。
- ⑨ 指定管理者は、施設活性化のための創造事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議し、市の許可を得て実施するものとします。

(4) 業務の処理体制

- ① 指定管理者は、しゃくなげの湯の管理業務に従事する者(以下「従事者」という。)の雇用のほか、管理業務の遂行に必要な体制を整備することとします。
なお、指定管理者はしゃくなげの湯の統括責任者1人及びこれを補佐する者2人を配置し、営業時間中は常にいずれか1人が常駐することとします。
- ② 必要な有資格者については、次表のとおりです。ただし、それぞれの資格を別の従事者が有している必要はありません。また、個別の管理業務を再委託する場合には、当該再委託先が所要の有資格者を擁している必要があります。

関 係 法 令	資 格 名・業 務 名
消防法	防火管理者
消防法	危険物取扱者甲種または乙4種
食品衛生法	食品衛生責任者
食品衛生法	調理師免許

※なお、法令の対象となる施設においては、次のような有資格者の選任規定がありますので、関係官署への届出が必要となります。

資 格 者 名	届 出 先	根 拠 法 令
防火管理者	施設所在地域を所轄する松本広域消防局の各消防署	消防法
危険物取扱者甲種または乙4種	施設所在地域を所轄する松本広域消防局の各消防署	消防法
食品衛生責任者	松本保健福祉事務所	食品衛生法

調理師免許	松本保健福祉事務所	食品衛生法
-------	-----------	-------

- ③ 指定管理者は、従事者の名簿を市に提出してください。従事者の異動を生じた場合も、同様とします。
- ④ 指定管理者は、従事者に対し管理業務の遂行に必要な研修を実施してください。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に従事者を指導するとともに、必要な訓練を行うものとします。
- ⑤ 指定管理者は、管理業務の処理に関し、人身事故、施設の破損事故等が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議するものとします。
- ⑥ 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた従事者の災害について、すべての責任をもつものとし理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとします。
- ⑦ 指定管理者及びその従事者は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項をみだりに第三者に漏らしてはなりません。指定の終了後も同様とします。
- ⑧ 指定管理者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他従業員の雇用に関する法令を遵守するものとします。

（５）その他

- ① 指定管理者は、しゃくなげの湯にあらかじめ備え付けられた市所有の備品を無償で 사용할 ことができます。これら備品のほかに管理業務に必要な備品、消耗品等は指定管理者の負担で用意することとしますので、必要な額を収支計画に記載してください。なお、指定管理者がその所有に係る備品を備え付けようとする場合はあらかじめ市に報告するものとし、市の備品と指定管理者の備品の区別ができるよう必要な措置を行うものとします。
- ② 指定管理者は、施設の管理業務における予算処理に関し、経理を明確に区分するものとします。
- ③ 指定管理者は、毎年度、市の指示により事業報告書を市に提出するものとします。
- ④ 指定管理者が行う管理業務の全部または一部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託することはできません。ただし、清掃、警備等、市が認める業務についてはこの限りではありません。
- ⑤ 指定管理者は、特別に定めのある場合を除き、常に市の指示に従うものとします。

５ 管理に要する経費

（１）市からの指定管理料の考え方

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、基本的には利用者から徴収する利用料金及び施設活性化のための創造事業収入により賄うものとし、市が必要と認める場合に限り、指定管理料を指定管理者に支払います。

（２）施設賠償責任保険の付保

指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合を除き、指定管理者が負うべき賠償責任については、原則として市が付保する保険の対象となりますので、指定管理者が付保する必要はありません。ただし、条例に定める指定管理者が行う業務の範囲外の事業として、施設内において指定管理者が独自の事業を実施する場合には、その運営上もたらされる賠償責任は指定管理者が負うものとします。

（３）施設管理における火災保険の付保

市が付保するので、指定管理者は付保する必要はありません。

（４）市への納付金

指定管理者は、市に対し年額 13,500,000 円（消費税込）以上の納付金を納めるものとし、提案額を収支計画書に記載してください。

６ 指定管理者に対する監査等

（１）実施調査等

市は、施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対し、当該業務内容又は経理状況に関して定期報告書以外に随時報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることがあります。

(2) 監査

市及び監査委員並びに市議会が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る出納事務について監査を実施します。

(3) 関係帳簿の保存年限

指定管理者として作成した関係帳簿については、その帳簿閉鎖の時より7年間保存するものとします。

(4) 第三者評価の実施

市は、数値には現れないようなサービスの品質向上や指定管理者の工夫や経営努力といったものを、きめ細かく汲み取るため、また、他市町村の同規模の施設の管理状況をサービスに反映させることを目的とし、行政以外の第三者による評価の導入を検討しています。実施にあたっては事前に協議を行いません。

7 業務の継続が困難となった場合等における措置

(1) 指定期間内に指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由(経営不振など指定管理者の自己都合によるものを含む。以下同じ。)により当該施設の適正な管理に著しい支障が生じ、業務の継続が困難となるおそれがあると認められる場合は、市は指定管理者に対して改善勧告等を行ない、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合は、業務の全部又は一部の停止、さらには指定の取り消しを行いますので、指定管理者はこれに従うものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は指定取り消し等によって市に生じた損害について、市へ賠償をしなければなりません。

また、前記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止されたことにより指定管理者に損害が生じた場合でも、市はこの損害を賠償しません。

(3) 保証金の納付

市は、指定管理者の指定の取り消し又は業務の停止など指定管理者の債務不履行等に伴い、指定管理者を公募により選定し、かつ指定管理者が法人格を持った団体である場合、市が協定締結に際して保証金の納付を求めることがありますので、指定管理者は異議なくこれに応じるものとします。

保証金の額は、次の①、②の額の合計額を基本とします。

①指定管理料の3か月分に相当する額

②納付金の3か月分に相当する額

保証金は、市が指定管理者から返還を受けるべき指定管理料及び市への損害賠償金に充てるものとし、これらを精算後、なお余剰金を生じた場合には、これを指定管理者に返金するものとします。

なお、保証金の納付に関する費用は、指定管理者の負担とします。

また、納付は協定の締結する日までに納付するものとします。

(4) 自然災害等による不可抗力事態の発生により業務継続が困難となった場合

自然災害等の不可抗力事態の発生、その他市又は指定管理者の両者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者が協議の上、市は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

8 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。

なお、次表に記載のない事項については、市と指定管理者の協議により解決するものとします。

リスクが生じる原因	リスク分担
-----------	-------

種 類	内 容 説 明	市	指定管理者
法令、税制等の変更	指定管理者が行う管理業務に及ぶ法令等の変更		○
	上記以外の法令等の変更	協 議 事 項	
金利、物価変動	金利の変動、指定後のインフレ・デフレ		○
不可抗力事態	自然災害等の不可抗力事態による業務の変更、中止等	協 議 事 項	
運営資金調達	市の支払い遅延により生じた事由	○	
	指定管理者の原因により生じた事由		○
類似施設との競合	類似施設との競合による利用者減、収入減		○
需要変動	需要変動による収入減		○
運営費の膨張	指定管理者の原因による運営費の膨張		○
	想定を上回る光熱費の高騰	協 議 事 項	
施設備品の損傷	管理上の瑕疵による施設備品への損傷		○
	上記以外の施設備品への損傷	協 議 事 項	
債務不履行	施設設置者（市）の協定内容不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者等へ損害を与えた場合		○
	上記以外	協 議 事 項	
施設・備品の修繕	大規模な修繕(50 万円以上)	○	
	上記以外(50 万円未満)		○
各種保険等への加入	施設に係る火災保険及び災害保険への加入並びに指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合に、指定管理者が負うべき賠償責任保険への加入	○	
	上記以外に指定管理者が必要と判断する保険への加入		○
引継費用	管理運営業務の開始及び終了に伴う引継のための費用		○

9 事業実施状況の監視等

(1) モニタリングの実施

市がしゃくなげの湯の円滑な管理運営を確保するため、管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施する場合、指定管理者はこれに応じるものとします。モニタリングの実施に関して必要な事項については、基本協定において定めることとします。

(2) 施設利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市へ報告するものとします。

10 その他の事項

市はしゃくなげの湯を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがあります。この場合、指定管理者はこれに協力するものとします。

11 協定の締結等

(1) 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議し、これに基づき指定期間全体に共通した事項について、包括的な基本協定を締結します。

また、事業年度ごとに指定管理料等を定めた年度協定についても締結するものとします。

① 基本協定の主な項目

- ・ 指定期間
- ・ 管理する施設及び備品に関する事項
- ・ 指定管理者の責務に関する事項
- ・ リスク分担に関する事項
- ・ 事業計画及び定期報告書の提出に関する事項
- ・ 指定の取り消しに関する事項
- ・ 利用者満足度調査に関する事項
- ・ 防犯・防災マニュアル等に関する事項
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ 事業の引継ぎに関する事項
- ・ その他必要な事項

② 年度協定の主な項目

- ・ 当該年度の事業の実施に関する事項
- ・ 指定管理料に関する事項
- ・ 修繕費に関する事項
- ・ その他必要な事項

(2) 協定が締結できない場合

指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき。
- ④ 議会の議決が得られなかったとき。なお、議会の議決が得られなかった場合においても、管理業務の準備のために支出した費用については、市は補償しません。

12 申請資格等

法人その他の団体（個人での申請はできません。）であって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 11 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は第 5 条第 1 項第 3 号の規定による選定若しくは指定を辞退した日から起算して 3 年を経過しない団体でないこと。
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社（市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人を除く。）で、安曇野市の常勤の特別職（教育長を除く。）の職員、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する市の委員会の委員（監査委員を含む。）若しくは市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっていないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）に該当しないものであること。
- ④ 国税及び地方税について滞納がないものであること。
- ⑤ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたものでないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったものでないこと。
- ⑦ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ウ 安曇野市暴力団排除条例（平成 24 年安曇野市条例第 3 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等
- ⑧ 申請団体が法人の場合、直近の貸借対照表において「資本の部」がマイナス（債務超過）となっていないこと。

13 申請の方法

しゃくなげの湯の指定管理者に申請する者は、次により指定申請書その他の書類（以下「申請書類」という。）を市に提出してください。

（１）申請書類の受付期間

令和 8 年 7 月 13 日から令和 8 年 8 月 25 日午後 5 時 15 分まで

（２）申請書類の提出方法等

- ① 申請書類の提出方法は、持参によることとします。
- ② 申請書類の提出先は、安曇野市商工観光スポーツ部観光課（所在地：市役所 3 階 2 番窓口）とします。

14 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

（１）申請書様式

市が指定する申請書様式により提出してください。

（２）提出書類、添付書類

NO	概要	様式等
1	公の施設の指定管理者の指定申請書	様式第 1 号
2	申請資格に関する申立書	別紙様式 1
3	管理を行う公の施設の事業計画書一式（収支計画書を含む） ※収支計画書に用いる消費税率は 10%（軽減税率が適用されるものを除く）としてください。	別記様式 2～7、11 ※別紙様式 8 はグループでの申請時のみ
4	法人の履歴事項証明書（申請団体が法人の場合に限る）又は代表者の市が発行する身分証明書（申請団体が非法人の場合に限る）	発行機関で取得
5	定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類	任意
6	申請資格に関する申立書申請書等に押印した印鑑の印鑑登録証明書	所定様式
7	納税証明書 ※募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。ただし、団体に納税義務がない場合は、その旨を「申請資格に関する申立書」に記載してください。 ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙 9 号その 3 の 3） イ 都道府県税に関わる納税証明書（都道府県税全体に未納がないことの証明書） ウ 市町村税に関わる納税証明書（市町村税全体に未納がないことの証明書）	発行機関で取得 ア 税務署 イ 都道府県担当部署 ウ 市町村担当部署
8	申請日の属する事業年度の前 3 事業年度の団体の決算書等（貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告等）または団体の経営状況が説明できる書類 ※連結納税を適用している場合は連結決算書も添付してください。	任意
9	団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書	任意

NO	概要	様式等
10	団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類	任意
11	その他市長が定める必要な書類	

(3) 提出部数

正本1部及び副本10部とし、つづり紐で綴じて提出してください。ファイルは不要です。
また、全体のページ番号を記入してください。

15 現地説明会の開催

しゃくなげの湯の概要、管理業務の内容等について説明を行うため、次により現地説明会を開催します。

- ①日 時：令和8年8月5日（水） 午後2時から
- ②場 所：安曇野市穂高有明 7726 番地 4 しゅくなげの湯
- ③申込方法：令和8年7月29日（水）午後5時までに、現地説明会参加申込書（指定管理者申請書別記様式10）により、ファクシミリ又は電子メールにて「19 問合せ先」まで申し込んでください。

16 申請にあたっての留意事項

- ① 申請書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を指示することがあります。
- ② 申請書類及び追加資料は、返却しません。
- ③ 申請書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ④ 受付期間の終了後における申請書類及び追加資料の再提出又は差替えは認めません。ただし、指定管理者審査委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 申請書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて申請団体の負担とします。
- ⑥ 申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届け（様式任意）を提出してください。
- ⑦ 申請書類の提出をもって、応募者は本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ⑧ 複数の応募者があった場合のプレゼンテーションの順番等選定事務に関することは、その一切を市が決定しますので応募者はこれに従うこととします。
- ⑨ 本募集要項に対する質問は、令和8年8月7日午後5時までにファクシミリ又は電子メールにより「19 問合せ先」にて受付けます。（来庁、電話等では受付けません。）質問があった場合のみ質問及び回答を本市ホームページに掲載します。

17 選定手続

(1) 選定方法

申請団体から提出された申請書類の審査及び申請団体からのプレゼンテーション（事業計画等の説明）などにより、識見者により構成される指定管理者審査委員会の評価結果を踏まえ、市が指定管理者の候補者（以下「候補者という。」）を決定し、議会の議決を経て指定します。

なお、プレゼンテーションの日時、場所等詳細については別途通知します。

(2) 選定基準等

指定管理者審査委員会において、別紙評価項目配点表に掲げる選定基準に基づき、総合的な視点で審査を行います。

(3) 選定結果の通知、公表

選定結果については申請団体に対して書面で通知します。また、市のホームページなどで公表します。

18 指定管理者の指定等

候補者をしゃくなげの湯の指定管理者としたい旨の議案を令和8年9月開催予定の安曇野市議会定例会に上程し、その議決を経て指定管理者として指定します。

19 問合せ先及び申請書類の提出先

安曇野市 商工観光スポーツ部観光課 観光施設担当

担当者氏名 丸山 匠

〔所在地〕 〒399-8281

住所 安曇野市豊科 6000 番地

〔電話番号〕 電話番号 0263-71-2055

〔ファクシミリ〕 ファクシミリ番号 0263-72-1340

〔電子メール〕 メールアドレス kankokoryu@city.azumino.nagano.jp

○安曇野市温泉健康交流施設条例

平成25年12月27日条例第58号

改正

平成27年3月27日条例第22号

安曇野市温泉健康交流施設条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、温泉の利用を通じて市民の福祉及び健康増進並びに地域の活性化につながる観光振興に寄与するため、安曇野市温泉健康交流施設（以下「健康交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 健康交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
安曇野しゃくなげの湯	安曇野市穂高有明7726番地4
湯多里山の神	安曇野市豊科田沢7994番地

(指定管理者による管理)

第3条 健康交流施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、健康交流施設の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健康交流施設の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 健康交流施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間等)

第5条 健康交流施設の開館時間、休館日及び受付時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

区分	開館時間	休館日	受付時間
安曇野しゃくなげの湯	午前9時30分から午後9時30分まで	毎月第1水曜日	午後8時30分まで
湯多里山の神	午前10時30分から午後8時30分まで	毎月第2火曜日	午後8時まで

(利用料金)

第6条 健康交流施設の施設を利用する者は、健康交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、公益その他必要があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用制限等)

第8条 健康交流施設の施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、健康交流施設を利用できないものとする。

(1) 感染性の疾病にかかっていると認められるとき。

(2) 飲酒めいていしているとき。

(3) 危険物を携帯しているとき。

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童に満たない者であって、保護者の同伴がないものであるとき。

2 指定管理者は、利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を中止させることができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務に支障があると認めたとき。

(暖らんの湯の利用)

第9条 安曇野しゃくなげの湯のうち、暖らんの湯を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 家族で貸切りで利用しようとするとき。

(2) 入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者で貸切りで利用しようとするとき。

3 暖らんの湯の利用は、1回につき開館時間内の2時間までとする。

(有明の間の専用)

第10条 安曇野しゃくなげの湯のうち、有明の間を専用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 有明の間の専用は、1回につき開館時間内の3時間までとする。

(専用等の許可)

第11条 指定管理者は、前2条の許可の申請があった場合において、許可を受けようとする者が第8条第1項各号に該当するときは、当該許可をしないものとする。

2 指定管理者は、前2条の許可を受けた者が第8条第2項各号に該当すると認めたときは、当該許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により健康交流施設の施設、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項(第2号を除く。)の規定は、平成26年4月1日から施行する。(平成28年8月規則第50号で、同28年10月1日から施行)

(安曇野市ふれあい体験館基金条例及び安曇野市ふれあい体験館条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 安曇野市ふれあい体験館基金条例(平成17年安曇野市条例第64号)

(2) 安曇野市ふれあい体験館条例(平成17年安曇野市条例第150号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項第2号の規定による廃止前の安曇野市ふれあい体験館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日前に第2項第2号の規定による廃止前の安曇野市ふれあい体験館条例第3条第1項の規定により指定された指定管理者は、この条例の相当規定により指定された指定管理者とみなす。

(準備行為)

5 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続並びに市長が別に指定する日以後に指定管理者が行う第7条、第9条及び第10条に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(利用料金の事前承認)

6 指定管理者は、第4条に掲げる業務を開始する前において、第6条第2項の規定による利用料金の承認を得ることができる。

附 則(平成27年3月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

1 安曇野しゃくなげの湯利用料金

区分		単位	利用料金
大浴場	中学生以上	1 人	700円
	小学生以下	1 人	400円
暖らんの湯		1 時間	2,000円
有明の間（専用して利用する場合に限る。）		1 時間 1 室	1,000円

2 湯多里山の神利用料金

区分		単位	利用料金
浴場	中学生以上	1 人	700円
	小学生以下	1 人	400円

改正

平成27年3月27日規則第8号

安曇野市温泉健康交流施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市温泉健康交流施設条例（平成25年安曇野市条例第58号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、安曇野市温泉健康交流施設（以下「健康交流施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 健康交流施設を利用しようとする者（条例第9条又は第10条の許可を受けようとする者を除く。）は、条例第3条の規定により健康交流施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に口頭又はその他の方法により申し込むものとする。

(利用料金の減免)

第3条 条例第7条に規定する公益その他必要があると認めたときとは、次に掲げる場合をいい、その利用料金の減免額は、指定管理者が定めた利用料金の額に、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(1) 国又は地方公共団体が利用するとき 100分の100以内

(2) 前号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めたとき その都度指定管理者が定める率

2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用予定日前2日までに次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 申請日

(2) 申請者の住所及び氏名

(3) 利用目的

(4) 利用日時

(5) 利用する施設

(6) 減免を受けようとする理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

3 指定管理者は、利用料金の減免を認めるときは、減免する利用料金の額を通知するものとする。

(専用等の許可)

第4条 前条第2項（第6号を除く。）及び第3項の規定は、条例第9条及び第10条に規定する許可の申請について準用する。この場合において、前条第2項中「利用料金の減免を」とあるのは「条例第

9 条又は第10条の許可を」と、第3 項中「利用料金の減免を認める」とあるのは「安曇野しゃくなげの湯のうち暖らんの湯の利用又は有明の間の専用を許可する」と、「減免する利用料金の額」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が認めた場合は、前項の申請は口頭によることができる。

(補則)

第5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長と指定管理者が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(安曇野市ふれあい体験館管理規則の廃止)

2 安曇野市ふれあい体験館管理規則（平成18年安曇野市規則第71号。以下「体験館規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、体験館規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年3月27日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

○安曇野市入浴料金割引券交付事業実施要綱

平成28年12月20日告示第559号

改正

平成30年3月28日告示第109号

令和3年2月26日告示第79号

令和4年3月25日告示第150号

令和8年2月25日告示第60号

安曇野市入浴料金割引券交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者に対して、入浴料金割引券（以下「割引券」という。）を交付することにより、外出の契機を創出するとともに高齢者及び障害者の健康増進及び社会参加を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 割引券の交付を受けることのできる者は、交付を受ける年度の4月1日（以下「基準日」という。）において市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 基準日において70歳以上である者（市長が別に定める者を除く。）

(2) 基準日において69歳以下であり、次の各号のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている等級が1級、2級又は3級に該当するもの

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）に規定する療育手帳の交付を受けている者（長野県以外の都道府県において、当該手帳に準じるものの交付を受けている者を含む。）で、当該手帳の再判定日が基準日以後であるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該手帳の有効期限が基準日以後であるもの
(実施施設)

第3条 割引券を使用できる施設（以下「実施施設」という。）は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

(1) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により長野県知事の許可を受けた公衆浴場を業として市内で営む施設

(2) 次条第2項の規定による登録を受けた施設

(実施施設の登録等)

第4条 実施施設としての登録を受けようとする施設の代表者は、安曇野市入浴料金割引券利用施設登録（変更・削除）届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出書の提出があった場合において、当該届出を行った施設が前条第1号の施設に該当すると認めるときは、当該施設を安曇野市入浴料金割引券利用施設登録簿（様式第2号）に登録するものとする。
- 3 実施施設の代表者（以下「登録者」という。）は、登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を削除するときは、安曇野市入浴料金割引券利用施設登録（変更・削除）届出書を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、登録者による割引券の取扱い、費用の請求等に不正の事実を認めたときは、当該実施施設の登録を取り消すことができる。

（申請及び決定）

第5条 割引券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安曇野市入浴料金割引券交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、交付の可否を決定し、安曇野市入浴料金割引券交付（不交付）通知（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対して、安曇野市入浴料金割引券交付のお知らせ（様式第4号の2）により通知するものとする。

（1） 第2条第1号に該当する者

（2） 第2条第2号に該当する者であって、当該年度の前年度以前において、割引券の交付を受けたもの

（割引券の交付等）

第6条 市長は、前条第2項の交付決定を受けた者及び同条第3項の規定による通知を受けた者（以下これらを「受給者」という。）に、割引券を交付する。

- 2 割引券は、安曇野市入浴料金割引券（本人用）（様式第5号。以下「割引券（本人用）」という。）及び安曇野市入浴料金割引券（本人又は同伴者用）（様式第6号。以下「割引券（本人又は同伴者用）」という。）とし、交付枚数は、それぞれ6枚とする。
- 3 受給者は、割引券を他人に譲り渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（有効期限）

第7条 割引券の有効期間は、交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

（割引券の使用制限）

第8条 割引券（本人用）は、受給者の入浴のために使用できるものとし、1回の入浴につき1枚限り使用することができるものとする。

- 2 割引券（本人又は同伴者用）は、受給者又は同伴者の入浴のために使用できるものとする。ただし、受給者の入浴のために使用するときは、割引券（本人用）と併用できないものとする。
- 3 割引券（本人又は同伴者用）は、受給者の1回の入浴につき1枚限り使用することができる。ただ

し、同伴者が受給者の入浴の介助等のために割引券（本人又は同伴者用）を使用するときは、2枚まで使用できるものとする。

- 4 前2項に規定する同伴者とは、受給者を実施施設まで送迎する者又は受給者の入浴の介助を行う者（業としてこれらの行為を行う者を除く。）とする。

（割引券の使用）

第9条 受給者及び同伴者は、割引券を使用するときは、登録者に割引券を渡すとともに、当該施設の1回当たりの入浴料金から200円を減じた額を支払うものとする。ただし、入浴料金が200円未満の場合は、その額を減じるものとする。

（割引券の精算）

第10条 登録者は、割引券の利用があった場合、原則として翌月15日までに安曇野市入浴料金割引券交付事業請求書（様式第7号）に当該割引券を添えて、市長に請求するものとする。

- 2 請求額は、割引券1枚につき200円を乗じた額とする。ただし、入浴料金が200円未満の場合は、割引券1枚につきその額を乗じた額とする。

- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、内容を審査し、登録者に対し前項の請求額を速やかに支払うものとする。

（紛失の届出）

第11条 受給者は、割引券を紛失、破損若しくは汚損し、又は割引券の盗難にあったときは、速やかに安曇野市入浴料金割引券紛失等届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。この場合において、破損又は汚損したものにあつては、当該割引券を添えるものとする。

- 2 市長は、前項の届出があった場合において、やむを得ないと認めるときは、当該紛失等に当たる分の割引券を再交付することができる。

（割引券の返還）

第12条 受給者が転出若しくは死亡したとき、又は第2条第2号の要件に該当しなくなったときは、受給者（死亡した場合にあつては、その相続人）は、安曇野市入浴料金割引券交付事業資格喪失届（様式第9号）を提出するとともに未使用の割引券を返還するものとする。

- 2 市長は、受給者がこの要綱の規定に違反したとき、その他不正に割引券の使用をしたときは、既に交付した割引券を返還させることができる。

- 3 前項の場合において、当該受給者が既に割引券を使用したときは、その不正な使用により得た利益に相当する額の支払を求めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 実施施設の登録その他告示を施行するために必要な準備行為は、この告示に基づき施行日前においても行うことができる。

附 則（平成30年3月28日告示第109号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月26日告示第79号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第150号）

この告示は、令和4年3月25日から施行する。

附 則（令和8年2月25日告示第60号）

この告示は、令和8年2月25日から施行する。

安曇野市入浴料金割引券利用施設登録（変更・削除）届出書

（宛先） 安曇野市長

届出者 住 所
名 称
代表者

以下のとおり、安曇野市入浴料金割引券利用施設として登録（変更・削除）することを届出します。

施設名称	
所在地	
電話番号	
入浴料金	円
定休日	年中無休 ・ 毎月 日 ・ 毎週 曜日
営業時間	午前・午後 時 から 午前・午後 時 まで

様式第 2 号（第 4 条関係）

安曇野市入浴料金割引券利用施設登録簿

施設名称	所在地	電話番号	入浴料金	定休日	営業時間

安曇野市入浴料金割引券交付申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	続 柄	本人・家族・（ ）

以下のとおり、安曇野市入浴料金割引券の交付を申請します。申請に当たっては安曇野市役所担当者が住民基本台帳又は身体障害者手帳等の情報を閲覧することに同意します。

なお、交付を受けた割引券は、利用者のために使用するものであり、他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供することはしません。

利用者	住 所	安曇野市	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	身体障害者手帳（障害の等級が1級から3級）を交付されている		
	療育手帳を交付されている		
	精神障害者保健福祉手帳を交付されている		

第 号
年 月 日

安曇野市入浴料金割引券交付決定（不交付）通知

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のありました安曇野市入浴料金割引券の交付について、
以下のとおり決定しましたので通知します。

氏名	
住所	
交付の可否	
交付枚数	枚
注意事項	1 割引券は、受給者のために使用できるもので、他人に譲渡又は担保に供することはできません。 2 割引券は、入浴料金の割引にのみ使用することができ、1回の入浴につき1枚のみ使用できます。 3 交付要件を喪失した場合は、割引券を返還してください。 4 上記に反して割引券を使用した場合は、割引券及び既に使用した割引券により割引を受けた額に相当する額を返還していただきます。
その他	

様式第4号の2（第5条関係）

第 号
年 月 日

安曇野市入浴料金割引券交付のお知らせ

様

安曇野市長



安曇野市入浴料金割引券交付事業実施要綱第5条第3項の規定により、入浴料金割引券を交付します。

氏名	
住所	
交付枚数	枚

様式第5号（第6条関係）

年度 安曇野市入浴料金割引券 No.

利用者	
-----	--

割引金額 200円 有効期限 年 3 月 31 日

この割引券は本人のみが使用できます。

同伴者が使用する場合は、No. 7～No. 12の割引券を使用してください。

安曇野市長



年度 安曇野市入浴料金割引券 No.

利用者	
-----	--

割引金額 200円 有効期限 年 3 月 31 日

この割引券は本人又は同伴者（1 名のみ）が使用できます。
（同伴者が使用する場合は、本人とは別に 1 枚必要です。）

安曇野市長



年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（請求者）

住所：

名称：

印

安曇野市入浴料金割引券交付事業請求書

年度安曇野市入浴料金割引券の利用による施設利用（ 月分から 月分）
 につきまして、下記金額を請求いたします。

金 _____ 円

（内訳）

月	高齢者利用枚数	障害者利用枚数	単価	金額
合計				

（振込先）

金融機関	
支店名	支店・支所
種別・口座番号	普通・当座
口座名義カナ	
口座名義	

安曇野市入浴料金割引券紛失等届出書

（宛先） 安曇野市長

届出者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり安曇野市入浴料金割引券を紛失等しましたので届け出ます。

受 給 者	住 所	
	氏 名	
届出内容	1. 紛失 枚 2. 破損 枚 3. 汚損 枚 4. 盗難 枚	
紛失等年月日	年 月 日	
紛失等の場所 及び状況		

（注）破損又は汚損の場合は、割引券を添えて提出してください。

年 月 日

安曇野市入浴料金割引券交付事業資格喪失届

（宛先） 安曇野市長

届出者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり安曇野市入浴料金割引券の利用資格を喪失しましたので届け出ます。

受給者	住 所	安曇野市			
	氏 名				
資 格 喪 失 年 月 日		年 月 日	割引券返還数	枚	
喪失理由					

（注）未使用の割引券を添えて提出してください。

○安曇野市高齢者の安曇野しゃくなげの湯有明の間利用促進事業実施要綱

平成29年9月8日告示第403号

改正

平成30年8月28日告示第328号

平成31年2月15日告示第47号

令和3年3月18日告示第108号

安曇野市高齢者の安曇野しゃくなげの湯有明の間利用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の安曇野市温泉健康交流施設条例（平成25年安曇野市条例第58号）に規定する安曇野しゃくなげの湯の有明の間（以下「有明の間」という。）の利用向上を図り、健康増進と社会参加を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安曇野市シニアクラブ連合会 市内に住所を有する65歳以上の者で構成し老人クラブ活動等事業の実施について（平成13年10月1日付け老発第390号厚生労働省老健局長通知）別添老人クラブ等事業運営要綱1の(2)に規定する組織をいう。
- (2) 単位シニアクラブ 安曇野市シニアクラブ連合会に加入する者が区等を単位として構成する組織をいう。
- (3) 区等 市内に存する83の行政区等をいう。

(対象者)

第3条 この要綱により有明の間を利用できるものは、次のいずれにも該当するもの（以下「シニアクラブ等」という。）とする。

- (1) 次のいずれかに該当する団体であること。
 - ア 単位シニアクラブ
 - イ 単位クラブに所属する者の全部又は一部で構成する団体
 - ウ 65歳以上の市内に住所を有する者10人以上で構成する団体（各区等を単位とするものに限る。）
- (2) 年に1回以上、介護予防健康増進に資する事業を行うこと。

(申請及び決定)

第4条 この要綱により有明の間を利用しようとするシニアクラブ等の代表者（以下「申請者」という。）は、安曇野しゃくなげの湯有明の間利用申請書（様式第1号）にシニアクラブ等を構成する者の名簿（前条第1号アに掲げるものが申請するときを除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容の審査を行い、利用の可否を決定し、安曇野しゃくなげの湯有明の間利用者証交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によ

り申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において利用を認めるときは、安曇野市しゃくなげの湯有明の間利用者証（様式第3号）（以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

4 利用者証の有効期限は、第1項の申請のあった日の属する年度の3月31日までとする。

5 第1項及び第2項の規定は、第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときについて準用する。この場合において、同項及び様式第1号中「利用申請書」とあるのは「記載事項変更申請書」と読み替えるものとする。

（利用者証の利用）

第5条 利用者証を受けた者（以下「受給者」という。）が有明の間を利用するときは、利用する日の1週間前までに申請者が指定管理者に使用の予約をしなければならない。

2 受給者は、有明の間を利用する際に、指定管理者に利用者証を提示するとともに、安曇野しゃくなげの湯有明の間利用受付票（様式第4号）に必要事項を記入ものとする。

3 利用者証の交付を受けた申請者は、その利用者証を譲渡し又は転貸してはならないものとする。

（有明の間の利用制限）

第6条 この要綱による有明の間は、月に1回まで利用できるものとする。

2 有明の間は、毎月第2月曜日から同金曜日まで及び第4月曜日から同金曜日までの午前10時30分から午後1時30分まで、3時間まで利用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利用しようとする日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であったときは翌週の同じ曜日の日とし、12月29日から翌年の1月3日までの日であったときは利用できないものとする。

4 有明の間は、最大2室まで利用できるものとする。

（利用料の請求）

第7条 指定管理者は、この要綱により有明の間が利用されたときは、毎月15日までに安曇野しゃくなげの湯有明の間利用実績報告書（様式第5号）に、安曇野しゃくなげの湯有明の間利用受付票（様式第4号）及び前月分の安曇野市温泉健康交流施設条例に定めるところにより計算した当該利用料金に係る安曇野しゃくなげの湯有明の間利用料金請求書（様式第6号）を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（介護予防健康増進）

第8条 利用者証の交付を受けたシニアクラブ等は、交付を受けた日の属する年度の3月31日までに介護予防健康増進実施報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（紛失の届出）

第9条 利用者証を受けた申請者は、利用者証を紛失、破損又は汚損若しくは利用者証の盗難にあった

ときは、速やかに安曇野市しゃくなげの湯有明の間利用者証紛失等届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。この場合において破損又は汚損したものにあっては、当該許可証を添えるものとする。

- 2 市長は、やむを得ないと認めるときは、利用者証を再交付することができる。

（利用者証の返還）

第10条 利用者証の交付を受けたシニアクラブ等が活動を停止し、又は解散したとき、利用者証を市に返還するものとする。

- 2 市長は、利用者証を受けたシニアクラブ等がこの要綱に違反し、又はその他不正に利用者証を使用したときは、利用者証を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この告示を施行するために必要な行為は、施行日前においてもこの告示の例により行うことができる。

附 則（平成30年8月28日告示第328号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年8月28日から施行する。

附 則（平成31年2月15日告示第47号）

この告示は、平成31年2月16日から施行する。

附 則（令和3年3月18日告示第108号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

安曇野しゃくなげの湯有明の間利用申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者

利用団体名

代表者

住 所

氏 名

印

次のとおり安曇野しゃくなげの湯有明の間利用者証の交付を申請します。

団体名	
65歳の構成人数	人
代表者の氏名	
代表者の住所 連絡先	〒 電話番号
介護予防及び健康増進に資する 事業の計画	予定日時： 事業内容：

年 月 日

安曇野しゃくなげの湯有明の間利用者証交付（不交付）決定通知書

様

安曇野市長



申請のありました安曇野市しゃくなげの湯有明の間利用者証の交付について、以下のとおり決定しましたので通知します。

利用団体名	
代表者氏名	
代表者住所	
交付の可否	(不交付の場合、その理由)
その他	

様式第3号（第4条関係）

(表)

安曇野市しゃくなげの湯有明の間
利用者証

(利用団体：)

利用期限： 年 3 月 31 日

安 曇 野 市 長 印

(裏)

注 意 事 項

- * 有明の間を利用する際はこの券を受付に提示してください。
- * この券は本団体以外に利用することはできません。
- * 本団体が活動停止したとき、又は解散したときは必ず本券をお返してください。

代表者氏名

様式第4号（第5条、第7条関係）

安曇野しゃくなげの湯有明の間利用受付票

利用団体名		
代 表 者	住所	安曇野市
	氏名	
利 用 代 表 者	住所	(利用団体の代表者が当日利用しない場合に記入) 安曇野市
	氏名	
利用人数		人
利用日時		年 日 月 : ~ :
備 考		

様式第5号（第7条関係）

安曇野しゃくなげの湯有明の間利用実績報告書（ 月分）

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住所
名称

月日	有明の間A 利用団体名	利用時間		利用 人数	有明の間B利 用団体名	利用時間		利用 人数
		～	時間	人		～	時間	人
		～	時間			～	時間	
		～	時間			～	時間	
		～	時間			～	時間	
		～	時間			～	時間	
		～	時間			～	時間	
		～	時間			～	時間	
		～	時間			～	時間	
		～	時間			～	時間	
		～	時間			～	時間	
合計			時間				時間	

様式第6号（第7条関係）

安曇野市高齢者の安曇野しゃくなげの湯有明の間利用促進事業請求書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

請求者

住所

名称

印

年度安曇野市しゃくなげの湯有明の間の施設利用（ 月分）につきまして、
下記金額を請求いたします。

金 円

（内訳）

月	有明の間A 利用時間数	有明の間B 利用時間数	単価	金額
合計				

（振込先）

金融機関	
支店名	支店・支所
種別・口座番号	普通・当座
口座名義カナ	
口座名義	

介護予防健康増進実施報告書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者

利用団体名

代表者

住 所

氏 名

印

下記のとおり安曇野しゃくなげの湯有明の間を利用する際に介護予防健康増進に資する事業を実施しました。

事業名称	
実施日	平成 年 月 日
内容及び効果	

様式第8号（第9条関係）

安曇野しゃくなげの湯有明の間利用者証紛失等届出書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者

利用団体名

代表者

住 所

氏 名

印

次のとおり安曇野しゃくなげの湯有明の間利用者証を紛失・破損・汚損しましたので届出ます。

利用団体名		
代 表 者	住所	
	氏名	
届出内容		1 紛失 2 破損 3 汚損 4 盗難
紛失等年月日		年 月 日
紛失等の場所 及び状況		

（注）破損又は汚損の場合は、利用者証を添えて提出してください。

「施設利用状況」の直近3年度の利用状況等

1 施設の利用状況

区分		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	平均
利用 人数		219,845人	230,724人	245,431人	232,000.0人
		0人	0人	0人	0.0人
		0人	0人	0人	0.0人
	合計	219,845人	230,724人	245,431人	232,000.0人
	増減率		104.9%	106.4%	
開館日数		349日	353日	353日	
利用料金収入額		126,359,798円	135,846,414円	132,781,900円	131,662,704.0円

2 燃料費用

区分		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	平均
灯油	使用量	0ℓ	0ℓ	0ℓ	0.0ℓ
	金額	0円	0円	0円	0.0円
	増減率				
ガソ リン	使用量	0ℓ	952.46ℓ	677.25ℓ	543.24ℓ
	金額	0円	0円	109,037円	36,345.7円
	増減率				
重油	使用量	110,000ℓ	128,000ℓ	126,000ℓ	121,333.3ℓ
	金額	9,940,260円	11,227,040円	13,808,939円	11,658,746.3円
	増減率		112.9%	123.0%	

3 光熱水費

区分		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	平均
電気	使用量	748,389Kwh	769,357Kwh	707,386Kwh	741,710.7Kwh
	金額	19,339,058円	20,207,468円	21,075,179円	20,207,235.0円
	増減率		104.5%	104.3%	
上下 水道	使用量	61,432m ³	87,615m ³	81,159m ³	76,735.3m ³
	金額	14,128,140円	19,221,942円	18,807,696円	17,385,926.0円
	増減率		136.1%	97.8%	
ガス	使用量	3,213m ³	3,327m ³	3,411m ³	3,317.1m ³
	金額	1,295,021円	1,339,892円	1,372,352円	1,335,755.0円
	増減率		103.5%	102.4%	

4 修繕工事の実施状況

区分	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	平均
費用	1,795,200円	2,571,800円	3,311,000円	2,559,333.3円
主な内容	浴場用塩素滅菌器修繕等	ジェットバス修繕等	燃料ポンプ制御盤修繕等	

5 指定管理料の支払状況

区分	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	平均
指定管理料	0円	0円	0円	0.0円

安曇野市指定管理者選定評価項目配点表【公募】

＜施設名：安曇野しゃくなげの湯＞

項目	配点
1 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであるか	30
① 管理運営を行うにあたっての基本方針が、施設の設置目的に適合しているか	5
② 指定管理者の指定を申請した理由に意欲や熱意、責任が感じられるか	5
③ 利用者等の要望把握と実現策が練られているか	5
④ 利用者の利用上におけるトラブルの未然防止と対処方法が十分検討されているか	5
⑤ 個人情報保護の対策は適正か	5
⑥ 情報公開を積極的に行う姿勢がみられるか	5
2 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	20
① 施設の開館（利用）時間及び利用料金の設定は、利用者の利便性を考慮しているか	5
② 施設の効用を高めるための地域との連携や他団体との連携について具体的に提案されているか	5
③ 施設の設置目的に相応しい施設活性化のための創造事業が計画されているか。 また、その収支計画の内容は実現性があるものか	5
④ 施設の現状に対する認識が正しくされ、かつ、将来展望に期待が持てるものとなっているか	5
3 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	50
① 現在のサービス水準を確保しているものであり、かつ、さらに向上が図れるものであるか	10
② 管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか	10
③ 収支計画は適正なものか	
ア) 過大な収入（利用者数増や他収入など）を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっていないか	10
イ) 事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか	10
ウ) 不当又は不適當に経費を抑えていないか	10
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあるか	50
〔人的能力〕	
① 組織体制が効率的かつ適切なものであり、責任体制が明確にされているか	5
② 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか。また、労働条件は適切か。	5
③ 事業実行のために必要な有資格者（経験者）が確保されているか	5
④ 防犯、防災、衛生管理及び感染症などへの対応について十分検討され、確保されているか	5
⑤ 緊急時における連絡系統が明確にされているか	5
⑥ 個人情報保護や利用者への接遇などの職員研修計画が適切なものとなっているか。 また、法令遵守についての考え方や実施体制は適切か	5
〔物的能力〕	
① 安定した運営ができる財務状況であるか	5
② 必要な機材等は確保されているか	5
③ 類似施設の管理実績があるか	5
④ 一部業務を再委託する場合、委託の内容は適切か	5
5 地域貢献に積極的に取り組む姿勢が見られるか	30
① 地域住民を積極的に雇用する姿勢が見られるか	5
② 従業者の労働条件に対する考え方は適切か	5
③ 地域貢献活動に取り組む姿勢が見られるか	5
④ 安曇野市における本店、支店及びその他事業所等の設置状況	5
⑤ 地域経済との連携に配慮しているか	10
合計	180点満点